

新型コロナウイルス感染症の影響により、 次の要件を満たす方は、**保険税が減免**となります。

【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少(※)した世帯の方
⇒ **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 当該年度の事業収入や給与*・不動産収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少していること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入が減少した種類の所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

注1：主たる生計維持者とは基本的に世帯主となります。

注2：収入には、国や都道府県から支給される各種給付金（持続化給付金等）は含まれません。

注3：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

*：主たる生計維持者が特例対象被保険者（非自発的失業者）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象になる者については、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により給与収入が減少したことに伴う保険税の減免は行いません。

○対象となる保険税

令和元年度から令和4年度分までの保険税であって、令和3年4月1日から令和5年12月25日までを納期とするものとする。 ※納期限が令和3年3月31日以前の保険税の減免申請の受付は終了しました。

○保険税の減免額は、減免対象保険税額（A×B/C）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険税額（A×B/C）

前年の合計所得金額に応じた減免割合（D）

A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額	300万円以下	：全部(100分の100)
B：世帯の主たる生計維持者の減少した収入にかかる前年の所得額	300万円超え400万円以下	：100分の80
C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	400万円超え550万円以下	：100分の60
	550万円超え750万円以下	：100分の40
	750万円超え1,000万円以下	：100分の20

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険税額の全部を免除。

○申請に必要な書類 ※その他世帯の状況により、別途資料の提出を求める場合があります。

申請書 ※HPでダウンロード可能	共通	減免申請書（第2号様式）
		収入・資産申告書（第3号様式） 当該年（令和2・3・4年）中収入額計算書 ※令和4年度分の申請は令和4年中収入額、令和3年度分の申請は令和3年中収入額、令和2年度分以前の申請は令和2年中収入額
添付書類 ※減免種類により必要書類が変わります	死亡した場合	死亡診断書の写し
	重篤な傷病を負った場合	医師の診断書（1月以上の入院等）、措置入院勧告書、人工呼吸器や体外式膜型人工肺（ECMO）を必要とする治療だったことが分かるもの
	収入が減少した場合	申請する年度の前年の収入がわかるもの（確定申告控、課税証明、市申告控） ※公簿で確認できない場合に必要となります
		申請する年度の事業収入（帳簿、現金出納帳、売り掛け帳、給与支払い書類） 事業の内容が分かるもの（登記簿謄本、給与支払い書類、本人の名刺と会社のチラシ）
廃業や失業の場合	廃業届、休業届、雇用保険受給資格者証、退職証明、離職票、解雇通知書 事業の内容が分かるもの（登記簿謄本、給与支払い書類、本人の名刺と会社のチラシ）	

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等、詳しくは担当へお問い合わせ下さい。

事務担当は、伊勢原市保険年金課国保係 電話 0463-94-4728（直通）